

2020年6月2日

**新型コロナウイルス感染症予防対策中の飲食店等は
ステッカー等で店頭に表示します**

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除後の飲食店等の営業にあたっては、感染症の拡大防止対策が求められています。お客様に安心して飲食店等をご利用いただけるよう、この度、逗子市、逗子市商工会及び逗子市商店街連合会が協力して、お客様とスタッフの健康を最大限に配慮した飲食店等営業のガイドラインを作成しました。そのガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む飲食店等には、店頭ステッカー等を貼ります。

【参考資料】

資料1：お客様とスタッフの健康を最大限に配慮した飲食店等営業のガイドライン

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・大野

電話：046-873-1111 内線 280・281